

令和3年2月2日

宮津市飲食店等応援商品券使用期限の延長のお知らせ

～ 京都府内の緊急事態宣言を踏まえ期限を1ヶ月延長します ～

令和2年9月より全市民に使用いただいている宮津市飲食店等応援商品券は、使用期限を令和3年2月28日としていますが、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえ、使用期限を令和3年3月31日までに延長します。

これに併せ、商品券配布対象の「令和3年1月31日までの市内出生者」についても1ヶ月延長し、2月28日までの市内出生者を商品券の配布対象にします。

	使用期限	配布対象出生者
現在	令和3年2月28日（日）	令和3年1月31日（日） までの出生者
延長後	令和3年3月31日（水）	令和3年2月28日（日） までの出生者



【担当者のコメント】

期限までにご利用くださいますようお願いいたします。